平成２２年（フ）第２１８号
長崎県長崎市館内町５番26号
債務者　松下スエ子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４０号
長崎県長崎市三原１丁目１番25―105号
債務者　前田千鶴代
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８７号
長崎県長崎市中小島１丁目８番８号　平アパート２Ｆ
債務者　前田美穂子（旧姓副島）
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９６号
長崎県長崎市御船蔵町５番27号
債務者　浦　キエ子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０８号
長崎県長崎市式見町377番地、旧住所長崎県長崎市式見町581番地２　梅本アパート102
債務者　川原　律子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
北海道三笠市本郷町665番地の５
債務者　湯田　惠子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１０４号
北海道三笠市本郷町665番地の５
債務者　湯田伊紀子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１２９号
北海道岩見沢市南町一条１丁目１番２号
債務者　吉田　雅昭
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１３０号
北海道岩見沢市南町一条１丁目１番２号
債務者　吉田　悦子（旧姓大畠）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１３３号
北海道美唄市東４条北２丁目１番31―６号
債務者　門脇　潤一
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１３７号
北海道三笠市美和206番地49
債務者　寺坂　章子（旧姓阿部・畑山）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１３９号
北海道岩見沢市六条東12丁目６番地３市営住宅Ｂ棟203号室
債務者　海老井広美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１２８号
福島県会津若松市八角町７番２号、前住所福島県会津若松市一箕町大字八角字中村東26番地の14
債務者　舟田　　仁
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１２９号
福島県会津若松市八角町７番２号、前住所福島県会津若松市一箕町大字八角字中村東26番地の14
債務者　舟田　良子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１３９号
福島県会津若松市町北町中沢西50番地、前住所福島県会津若松市町北町大字中沢字大道西上甲1745番地の１
債務者　寺田　禎子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第６５９号
神奈川県小田原市国府津３丁目14番９号
債務者　瀬在　　彩
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６３号
新潟県上越市大潟区四ツ屋浜533番地
債務者　渡邉　淳子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第７２号
新潟県上越市春日新田２丁目11番３―324号県営春日新田住宅３棟324号
債務者　黒田　留美
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
新潟地方裁判所高田支部